諸外国の人事関係機関

(米、英、独、仏)

主要先進国(米、英、独、仏)における中央人事行政機関の状況

アメリカの状況

1978年連邦公務員法改正法 (Civil Service Reform Act of 1978) により、従来の人事委員会が人事管理庁 (Office of Personnel Manage ment) とメリットシステム保護委員会 (Merit Systems Protection Board) に分割され、同時に連邦労使関係院 (Federal Labor Relations Authority) が設置された。

人事管理庁(OPM)

メリットシステム保護委員会(MSPB)

2

連邦労使関係院(FLRA)

3

公務に関する大統領令、人事 管理庁規則・細則、法律、その 他の活動(職階制、任用、給与、 能率、服務、退職など)の執行、 運用及び実施。

連用及び実施。 連邦職員団体生命保険に関する規程に基づく活動の審査 大統領の公務員規制制定の補 佐並びに能率的な公務及び刈 ットシステムの原則の運用の促進に ついての大統領への助言(職 員の選抜、昇進、異動、業績、給 与、勤務条件、終身制、退職に 関する政策の提言を含む。) 人事管理の改善・促進方法に ついての調査及び研究 法令で定められた事項(不利益処分、勤務評定等)の審査、判定及び最終処分

行政機関又は職員に対して、委員会が発する 命令又は決定を遵守するよう命じること 行政部門内の刈ットシステムに関する特別調査の実 施及び大統領・議会への報告

人事管理庁の規則及び細則の審査

宣誓させ、証人を調べ、証言を得、証拠を収集 すること

大統領又は議会に対し、委員会の職務に関する立法についての勧告

特別顧問は次の権限を持つ。

- ・禁止されている人事上の行為に関する申立 ての受理及び調査
- ・行政機関の長への是正措置の勧告
- ・メリットシステム保護委員会への問題の検討の要求

職員団体の代表のための適切な単位を決定すること 職員団体が適切な単位内の職員の過半数から排他的代 表団体として選ばれているか否かを決定すること、及び その他職員団体に対する排他的承認の付与に関する規 定を運用すること

排他的代表団体がない場合に行政機関が代表団体に協議権を付与する際の基準を定め、問題を解決すること 行政機関の規則又は細則で職員団体との交渉の対象とならないものを決定する基準を定め、問題を解決すること

誠実に交渉する義務に関する問題を解決すること 雇用の諸条件に関する協議権の付与に関する基準を定 めること

行政機関又は職員団体による不当労働行為に関する不 服申立ての口頭審理を実施し、解決すること

仲裁裁定への異議申立てを審査し、必要な決定、処分又 は勧告を行うこと

- 1 長官、副長官とも大統領の任命、上院の助言と同意。長官の任期は4年。長官は、5名以内の長官補を任命。
- 2 委員は3名、大統領の任命、上院の助言と同意。委員長(1名)及び副委員長(1名)は委員の中より大統領の指名。 委員の任期は7年。特別顧問は司法官の中より大統領の任命、上院の助言と同意。特別顧問の任期は5年。
- 3 委員は3名、大統領の任命、上院の助言と同意。委員長(1名)は委員の中より大統領の指名。委員の任期は5年。

イギリスの状況

1999年、内閣府内部の組織編成が変更され、公務庁は廃止された。

| 内閣府 | | 財務省 |
|----------------------------|---------------------|-----------------|
| | 人事委員会 | |
| 人事管理(任用・昇進)に関する一般的基準の作成 | 各省庁の採用に関する規則の監視及び助言 | 給与、手当及び退職年金の統制・ |
| 人材開発・研修の推進及び指導 | 採用におけるメリットシステムの監視 | 管理 |
| 服務・懲戒に関する管理 | 採用に関する規定立案、公募による上級官 | 上級公務員給与審議会 |
| 上級公務員の給与、勤務の取決めの処理及び人事 | 職への任命に対する監督 | 上級職員の給与勧告 |
| 交流・派遣の指導及び援助 | 特別任用等の人選に関する規則制定 | (これに基づき各省で決定) |
| 機会均等政策の促進及び監督 | 職務上の命令に関する不服申立ての審査 | |
| 公務員大学校(エージェンシー)における各種の研修の実 | | |
| 施 | | |

14名の人事官から構成。人事官は、内国公務の長の推薦により首相の助言に基づき、国王の任命。

【参考】エージェンシー (Executive Agency)

多種多様な行政サービスを効率的に提供するために、政策決定以外の行政の執行を行う部局を本省庁から独立させ、エージェンシーの長に、あらかじめ所管大臣との間で取り決めた予算の範囲内で、当該エージェンシーの管理運営を行わせるもの。サッチャー政権下の1988年、「行政管理の改善について:ネクストステップ(Improving Management in Government: the Next Steps)」(イブス報告)に基づき、エージェンシー制度が創設された。同年8月の車検局を皮切りに、1997年10月末時点で138機関(職員数で7割以上)がエージェンシー化されている。

エージェンシーの属性

- ・職員は国家公務員である。
- ・中央省庁から独立した行政執行機関である。
- ・各エージェンシーによって異なるが、各大臣から相当の権限(予算及び給与を含む勤務条件の交渉権及び執行権、採用を含む人事権 等)を付与されている。
- ・エージェンシーの長は、公務内外から公開募集され、競争により選抜された者が3~5年程度の契約によって任命される。
- ・エージェンシーの長は、所管大臣に対して直接責任を負い、所管大臣はエージェンシーの活動に関して議会に責任を負う。

ドイツの状況

| 連邦内務省 | 連邦人事委員会* |
|----------------------------|--------------------------------|
| 連邦官吏法、連邦給与法その他の法律及びこれらに関連す | 官吏関係法令の適用に際しての瑕疵を除去するための提案 |
| る命令の立案及び実施 | 男女機会均等及び家庭と職業の両立を実行するための官吏法に対す |
| 裁判官法、軍人法、その他の公務に関連を有する法令に関 | る提案 |
| する立案等への協力 | 欠員公告義務の例外的免除の決定 |
| 職員及び労働者に関する労働協約の締結及び実施 | ラウフバーン試験によらない採用の業務(志願者の能力の確認等) |
| 連邦人事委員会の事務 | 上記の他、連邦政府から委任された権限の行使 |

^{*} 正委員は7名。会計検査院長(1名、委員長) 連邦内務省D局長等官吏(3名) 組合代表(3名) 任期4年。 1950年に暫定的な機関として設置された連邦人事委員会は、1953年連邦官吏法により恒久的な機関となった。

フランスの状況

- ・ 1945年から1946年にかけて、官吏全体に適用される一般規程が制定され、内閣府に官吏制度局がおかれ、全省的・統一的人事管理の基本が確立。
- ・ 1959年2月3日付け政令第59-210号により、官吏制度局は行政公務員総局と名称を改め、首相直属の機関となる。
- ・ 1981年6月29日付け政令第81-671号により、官吏に関する首相の権限は公務員・国家改革担当の国務大臣に委任され、現在に至る。

行政公務員総局

官公吏一般規程の適用に関する政令、訓令、通達の立案、各省が立案した個別規程の審査

給与改定のための労使交渉の準備及び最高官吏制度協議会の事務

公務員関係の資料及び統計の作成

国立行政学院(ENA) 地方行政学院(IRA) 国際行政学院の監督及び諸外国公務員との人事交流の計画

高等行政官群の管理(採用、異動、昇進、懲戒処分)

ENAの卒業生が構成する職員群(会計検査院職員群、国務院職員群、財務監査官群等)の異動の管理

等